

都市税財源の充実確保に関する重点提言

平成 23 年 11 月
全 国 市 長 会

地域主権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じるよう提言する。

1 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ、地方共有税の創設

- (1) 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスや道路・橋梁、学校等の改修費用など避けることができない財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引き上げること等により解消を図ること。
- (3) 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

2 地方税財源の充実強化

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 社会保障と税の一体改革に当たっては、都市自治体が社会保障制度において果たしている役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、地方消費税率の引上げなどにより、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、当該財政需要を的確に地方財政計画に積み上げ、必要な一般財源総額を確保することにより、都市税財源の充実強化を図ること。

また、「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を最大限尊重すること。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税の平成 24 年度評価替えにおいて、大幅な減収が見込まれることから、合理性が低下した課税標準の特例措置等については、抜本的な見直しを図ること。

4 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保及び車体課税の維持確保

都市自治体の地球温暖化対策に係る財源については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

また、自動車重量税及び自動車取得税の車体課税については、極めて厳しい都市自治体の状況及び地球温暖化対策の観点から、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持するとともに、現行のエコカー減税導入前の税込水準が確保されるよう措置すること。

5 地方の自由度を高める国庫補助負担金の地域自主戦略交付金化と必要額の確保

市町村向け補助金等の地域自主戦略交付金化の具体の制度設計に当たっては、先行する都道府県の運用状況を踏まえ、国と地方の協議の場等で都市自治体と十分協議し合意形成を図り、次の措置を講じること。

- (1) 総額については、従来の補助金等の総額を縮減することなく事業の執行に支障が生じないよう、必要額を十分に確保すること。
- (2) 配分については、継続事業や団体間・年度間の事業費の変動、条件不利地域等に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意すること。
また、交付額については、積算根拠を明らかにし、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に明示すること。
- (3) 市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な補助金等や一部事務組合等に対する補助金等は対象外とすること。
- (4) 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続等の事務負担の軽減を図ること。
- (5) 地域自主戦略交付金はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とし、その全体のスケジュールを明らかにすること。

6 公債費負担の軽減

公債費負担の軽減を図るため、公的資金の補償金免除繰上償還の措置がされているが、依然として公債費は高水準で推移しており、不交付団体も対象とするとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

以 上